

## 全日版「重要事項説明書補足資料」追補

### 61』 水害ハザードマップ

92頁 60』 大規模災害からの復興に関する法律 の後に 以下を挿入する

### 61』 水害ハザードマップ

\* 水防法施行規則 11 条 1 号

国土交通大臣は、指定された河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨により河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定するものとされています(水防法 14 条 1 項)。国土交通大臣による指定がなされた場合には、浸水想定区域をその区域に含む市町村の長が、市町村地域防災計画において定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じることになります(同法 15 条 3 項)。防災計画において定められた事項を住民、滞在者その他の者に周知させるために市町村の長が作成される印刷物のうち、図面上に定められた事項が示されているものが、水害ハザードマップです(同法施行規則第 11 条第 1 号)。

宅建業法施行規則 16 条の 4 の 3 によって、市町村の長が提供する図面(水害ハザードマップ)に宅地又は建物の位置が表示されているときは、この図面における宅地又は建物の所在地が重要事項説明の対象とされました。